

積立定期預金規定<エンドレス型>

1. <預入れ等>

- (1) この預金の預入れは、1回100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れができます。

2. <期間、継続の方法等>

- (1) この預金は、預入れの都度、個別の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
- (2) 期日指定定期預金は、継続の停止または解約の申出がない限り最長預入期限に元利合計額をもって期日指定定期預金として継続します。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときは、その最長預入期限）までにその旨を申出てください。

3. <預金の支払時期>

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後、最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。なお、満期日は口座番号単位もしくは預入単位ごとに指定することができます。また、この預金の一部について満期日を定める場合には1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったとき、もしくは、最長預入期限が到来しなかったときは、満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続します。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

4. <利息>

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の期日指定定期預金利率によって1年複利の方法により計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を積立定期預金共通規定第4条第1項および第3項により満期日前に解約するとき、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
F. 2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この預金には、本規定のほか「積立定期預金共通規定」が適用されます。

以上

付 則

平成22年 7 月 1 日 改正

平成31年 4 月 1 日 改正

令和 2 年 4 月 1 日 改正